

プロジェクト 税効果会計

項目 第 21 回専門委員会で聞かれた意見

I 本資料の目的

1. 本資料は、前回の税効果会計専門委員会（第 21 回・2015 年 6 月 19 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された次の事項について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - 今後の移管に係る進め方の検討
 - 早急に対応すべき論点の抽出

II 今後の移管に係る進め方の検討

2. 前回の専門委員会において、事務局より、今後の移管に係る進め方として早急に対応すべき論点に限定して検討を行う旨を提案しているが、専門委員会では、早急に対応すべき論点に限定して検討を行うことに反対する意見は聞かれなかった。
3. また、移管の具体的な進め方及び審議事項(4)-1 に記載した早急対応すべき論点については、以下の意見が聞かれた。

スケジュールについて

- (1) 早急に対応すべき論点に限定して検討を行うのであれば、公開草案の公表時期など全体的なスケジュールを示すべきではないか。
- (2) 早急に対応すべき論点の中には、公布日基準の取扱いのように今年度末には適用したいものがある一方で、未実現損益の消去に関する税効果のようにシステム対応等に一定の時間を要するものがある。
- (3) 公開草案の公表時期を具体的に定める場合には、適用時期を 2018 年 3 月期にするなど最終的な期限を定めてはどうか。この場合、開示以外の論点の検討終了時期や開示の議論の検討開始時期等のスケジュールを立案することがより望ましい。
- (4) 回収可能性の注記事項に関する議論の経緯を踏まえると、回収可能性適用指針（案）の適用時期（2016 年 4 月 1 日以後開始する事業年度）から 1 年を超えない期（2018 年 3 月期）までに開示が適用されるようにすべきではないか。

進め方について

- (5) 税効果会計の審議の進め方について、今回、開示と早急に実施すべき論点を検討して公開草案を公表したあとに、さらに他の論点を検討してもよいのではないか。
- (6) 今回の移管については早急に対応すべき論点に絞り、成果物を早急に公表することが重要である。ASBJのリソースも考慮すると、残りの論点に多くの時間をかけるべきではない。

早急に対応すべき論点について

- (7) 早急に対応すべき論点の抽出にあたって、今回取り上げない論点が、実務上大きな影響がないかどうか、実務においてばらつきが生じていないか等その内容と影響の程度等を1つ1つ丁寧に整理したうえで、決定する必要があると考えられる。
- (8) 今回取り上げない論点には、取引頻度は多くはないものの、取引が生じた場合の影響が大きい可能性があるものがいくつか見受けられるので、全体的なスケジュール次第では追加で取り上げることもあり得ると考えられる。
- (9) 早急に対応すべき論点が7つあるのは多いという印象であり、開示の検討が再び後回しになるのではないかと懸念がある。

Ⅲ 早急に対応すべき論点の抽出

- 4. 前回の専門委員会では、事務局より、早急に対応すべき7つの論点について検討のポイントを説明し、審議を行ったところ、「開示に関連する論点」及び「未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）」については、特段の意見は聞かれなかった。
- 5. 「税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い」については、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 国税について、公布日基準を法律が成立した段階に変更することに異論は聞かれていないものと理解している。ただし、税制改正大綱の時点や税制改正法案の閣議決定の時点等、法律成立前の段階に変更することに検討の余地がないかどうかを今後確認したい。
一方で、地方税については2015年3月末において実務上混乱が生じていたことから、2016年3月末に新たな対応を適用できるよう考慮して頂きたい。

6. 「連結納税と企業結合における税効果会計の整合性」については、以下の意見が聞かれた。
- (1) 例えば 100%子会社同士の合併と完全子会社化による連結納税への加入に関して、会計基準の取扱いによって繰延税金資産の計上額が変わることについて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかに着目して議論して頂きたい。
 - (2) 共通支配下の取引については、連結財務諸表上の取扱いと個別財務諸表上の取扱いに分けて議論する必要がある。
共通支配下の取引については個別財務諸表上の取扱いを示しており、合併直前の事業年度に、合併を前提に繰延税金資産の回収可能性を議論する場合、存続会社での取扱いと消滅会社での取扱いを整理する必要がある。一方で、連結財務諸表上の取扱いを議論する場合には、個別財務諸表上とは異なる判断になり得るのではないか。
 - (3) 現状、100%子会社同士の合併の場合、存続会社について、合併を前提とする計画と合併を前提としない計画を両方作成しており、実務上煩雑になっているため、将来の税金負担額を勘案できるようにしてはどうか。この場合、例えば、投資簿価修正や他の項目について影響が生じるため、どのような項目を合わせて検討する必要があるのかについても検討していきたい。
7. 「繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）」、「子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）」及び「関連会社の留保利益等に係る税効果（認識基準）」については、以下の意見が聞かれた。
- (1) 個別財務諸表には配当可能額の算定が目的として含まれているなど、連結財務諸表と個別財務諸表は必ずしもその目的が異なることから、同じ取扱いとする必要はないものと考えられる。ただし、繰延税金負債の支払可能性については、現状の個別税効果実務指針の表現により、一定の業界において判断が難しくなっている実務がある。
 - (2) 子会社の留保利益に係る税効果に関する論点及び関連会社の留保利益等に係る税効果に関する論点については判断基準を持ち合わせておらず、どのような企業がどの程度課題として認識しているのかについて具体的な事例を提示して頂けると議論がしやすいと考える。

IV その他

8. 全体的な進め方に関する意見として、以下の意見が聞かれた。

- (1) 「未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）」のように国際的な会計基準に合わせるかどうかの検討を行う際、現在、収益認識基準についての日本基準の開発に着手している状況も踏まえつつ、何をコンバージェンスすべきであり、何をコンバージェンスすべきでないかという点について一定の規準を見出すことができれば、今後の進め方について議論しやすいと考える。

以 上